

～神奈川県建設業課からのお知らせ～

1 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成26年法律第81号)により、平成27年4月1日から、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されます。

- (1) 現在交付を受けている「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」とみなされ、期間満了まで有効です。
- (2) 期間満了前に「宅地建物取引士証」へ切り替えを希望する場合は、平成27年4月1日から「宅地建物取引士証再交付申請」により切り替えが可能となりました。交付手数料は、4,500円の予定です。(※)
- (3) また、この改正に合わせて、「宅地建物取引士証(期間満了前の「宅地建物取引主任者証」を含む)」の亡失、滅失、汚損又は破損し、「宅地建物取引士証再交付申請」により再交付を受ける場合も、平成27年4月1日から手数料4,500円を徴収する予定です。(※)

(※ (2)及び(3)については、平成27年第1回神奈川県議会定例会に「宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例」等の議案を提出しており、当該議案が可決されて正式決定となります。

2 かながわ県民センターへの移転と受付窓口の受付時間の変更等

(1) 移転について

平成27年3月30日(月)に建設業課宅建指導グループは、次の場所に移転します。

① 移転先 かながわ県民センター4階

〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)

横浜駅西口又はきた西口から徒歩およそ5分

電話045-313-0722(建設業課専用)

※事務所の名称は4月1日に決定します。(HPでお知らせします。)

② 移転先での主な業務

- ・宅地建物取引業免許(新規・更新・変更 等)
- ・宅地建物取引に関する相談
- ・宅地建物取引業者名簿の閲覧

※宅地建物取引士資格登録等の窓口は、従来どおり(公社)神奈川県宅地建物取引業協会に変更ありません。

(2) 宅建業免許窓口の受付時間の変更

(平成27年4月1日から)

現 行	変更後
9:00～11:00 13:00～16:00	10:00～15:00

※昼休み時間(12:00～13:00)も宅建業免許申請等の受付を行います。

(3) 宅建業免許の更新申請等の郵送受付を始めます。(平成27年4月1日から)

詳細は、神奈川県建設業課のホームページをご覧ください。

なお、郵送の場合は、窓口受付よりも申請書類等の補正に時間を要することが想定されます。また、補正内容によっては、ご来庁いただくことがあります。

